

日弁連「事務職員能力認定制度」によせて

主な仕事：庭と屋内の掃除（室内の掃除の場合は、家人の就寝等を妨げないように注意すること）。飼い犬の散歩。弁護士の子どもの幼稚園への送迎、遊び相手。弁護士夫人の買物等の車での送迎。事務所、依頼者宅、裁判所等への車での送迎。

今から43年前、私が都内に居を構えていた弁護士の自宅に「住込み書生」として働き始めた時の「業務内容」の主なものである。

法律事務所職員
寺下 章夫

法律事務職員の社会的役割と 現実との余りにも大きなギャップ

今で言う「法律事務」は、書面の手書きによる清書がほとんど、コピー機もまだなく、カーボン紙を合紙にしてのボールペン複写での書面作成であった。完成された書面を裁判所等に届けるだけの「単純作業」がほとんどであった。系統的に業務についての教育を受けた記憶は皆無。毎日の経験の積み重ねだけが「技術習得」の唯一の場であった。

「書生」という働き方は、たしかに当時でも既に特異なもので、一般化することはできないけれども、事務職員の処遇・評価のベースには、このような働き方にもなう考え方が、ごく最近まで根強く生き続けてきたと思う。

国民の身近で、そのくらしや権利に深くかかわるといって極めて社会的に意義ある仕事にたずさわりながら、それに必要な知識の習得も訓練も受けずに放置されてきた。その結果として、「人間」としてのまともな評価や処遇も得られず、社会人・勤労者としての誇りを持ってないまま、悔しい思いでこの業種で働き、そして去っていった事務職員のいかに多かったことか。

もしこの国に、「法律事務員史」というものがあるとするれば、本来社会的に持っているであろうこの業種に働く者の役割と現実との余りにも大きなギャップを埋める、その取り組みの歴史と言い換えることができると思う。

付託された役割を担うため 「能力認定制度」をスタート点に

一昨年、日本弁護士連合会が、史上初めて事務職員に対する研修を前提としての「能力認定制度」をスタートさせたというニュースに接した。既に「老境」に入った私は受講・受験しなかったが、三千人に及ぶ事務職員が研修を受講、二千数百人の人が認定試験を受けたと聞いて、事務職員の過去を知る者の一人として感無量であった。

日弁連の英断とともに、全国各地で、長年にわたりコツコツと研修等の活動を続け、そのかたわら、この制度を立ち上げるために、日夜努力された関係者のみなさんには本当に頭の下がる思いである。

この制度が、前述したような事務職員の思いと、それでも今なお声をあげることにためらいを感じながら働いている事務職員に心を寄せた、そしてすべての事務職員の手が届く、充実した制度として、維持・発展させていっていただきたいと思う。

弁護士をめぐるさまざまな不祥事など、心ふさぐ話題も少なくない時期だけに、そこで働く事務職員が、法律事務に熟達し、きちんとした見識を身につけ、弁護士の良き理解者であるとともに、優れた「批判者」として、この業種が国民諸階層から付託されている役割を担えるように、この認定制度がそのスタート点になることを願ってやまない。